

# 福岡県社会福祉審議会資料

## 【報告事項】

- ①平成29年度各専門分科会の開催実績について・・・P1  
(民生委員審査専門分科会、障がい者福祉専門分科会、  
老人福祉専門分科会、児童福祉専門分科会)
- ②平成29年7月九州北部豪雨災害被災者支援に係る取組み概要について  
・・・P5
- ③子育て環境の整備について・・・P8
- ④「福岡県社会的養育推進計画(仮称)」の策定について・・・P9
- ⑤宗像児童相談所の新設について・・・P12
- ⑥障がいのある人への合理的配慮ガイドブック  
(施設利用、情報提供、意思表示の受領編)について・・・P14
- ⑦発達障がい者支援センター(北九州地域、福岡地域)の開設について  
・・・P15
- ⑧障がい福祉課「障がい福祉サービス指導室」の設置について・・・P16

期日 平成30年7月4日(水)

場所 福岡県吉塚合同庁舎604B会議室

福岡県

## 平成29年度民生委員審査専門分科会開催実績

### 1 分科会開催概要

開催日時：平成29年11月22日（水） 15時30分から16時30分  
開催場所：福岡県庁3階 特33会議室  
出席委員数：8名中5名出席

### 2 議事

#### (1) 報告事項

- ・平成29年1月1日から11月1日までの間に行った分科会会長専決による民生委員の推薦及び解職具申について（推薦154名、解職85名）
- ・平成29年11月1日以降に解職の申し出があった民生委員の解職具申について（解職14名）

#### (2) 審議事項

- ・平成29年12月1日に推薦を行う民生委員候補者の審査について（13名）

### 3 審議結果

報告事項、審議事項について事務局（福岡県福祉労働部福祉総務課）から説明を行い、全ての内容について承認された。

## 平成29年度障がい者福祉専門分科会開催実績

### 1 分科会開催概要

開催日時 平成29年12月19日(火) 14:00～14:30  
開催場所 県庁行政棟3階 特33会議室

### 2 審議事項

- 平成30年度(平成29年度補正を含む)障がい者(児)福祉施設等の整備について

#### 《 障がい者施設の整備 》

①日中活動系サービスに係る整備	1件
②共同生活援助(グループホーム)に係る整備	3件
③防災・安全に係る施設整備	
・大規模修繕(施設の一部改修)	3件
・大規模修繕(スプリンクラー整備)	2件
・大規模修繕(防犯対策の強化)	2件

#### 《 障がい児施設の整備 》

①障がい児通所支援に係る整備	3件
②防災・安全に係る施設整備	1件

### 3 審議結果

事務局案のとおり決定

## 平成 29 年度老人福祉専門分科会開催実績

### 1 第 1 回老人福祉専門分科会

#### (1) 分科会開催概要

開催日時：平成 29 年 8 月 9 日（水）14:55～17:00

開催場所：吉塚合同庁舎 7 階 特 6 会議室

出席委員数：8 人中 7 人出席

#### (2) 審議事項

医療介護総合確保促進法に基づく福岡県計画の変更等について

#### (3) 審議結果

事務局から説明を行い、承認された。

### 2 第 2 回老人福祉専門分科会

#### (1) 分科会開催概要

開催日時：平成 30 年 2 月 19 日（月）10:00～11:00

開催場所：吉塚合同庁舎 7 階 特 5 会議室

出席委員数：8 人中 7 人出席

#### (2) 審議事項

- ・介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
- ・共生型サービスの人員、設備及び運営に関する基準について

#### (3) 審議結果

事務局から説明を行い、承認された。

## 平成29年度児童福祉専門分科会開催実績

## 1 開催概要

原則として、毎月第1木曜日に福岡県庁の特1会議室で開催  
専門分科会の委員定数は12名

## 2 議事内容

	日付	場所	人数	審議事項	報告事項
第1回	4月13日	福岡県庁 特1会議室	11名	・青少年に有益なフィルタリング・ソフトの推奨 について ・児童福祉施設等整備の個別審査について ・里親の認定について ・児童の一時保護について	・入所児童の処遇等について
第2回	5月11日	福岡県庁 特1会議室	7名	・里親の認定について	・入所児童の処遇等について
第3回	7月13日	レガロ福岡 ホールB	9名	・保育所の設置認可について ・里親の認定について ・児童の一時保護について	・入所児童の処遇等について
第4回	9月7日	吉塚合同庁舎 特6会議室	12名	・児童福祉施設等整備の個別審査について (放課後児童クラブ室)(病児保育施設) ・里親の認定について ・児童の一時保護について	・入所児童の処遇等について
第5回	10月5日	福岡県庁 特1会議室	10名	・児童福祉施設等整備の個別審査について (放課後児童クラブ室) ・保育所の設置認可について ・里親の認定について	・新しい社会的養育ビジョンについて
第6回	11月2日	福岡県庁 特1会議室	11名	・里親の認定について	・入所児童の処遇等について ・子育て世代包括支援センターについて
第7回	1月11日	福岡県庁 特1会議室	10名	・里親の認定について	
第8回	2月8日	福岡県中小企業 振興センター 202会議室	7名	・保育所の設置認可について ・児童福祉施設等整備の個別審査について (病児保育施設、児童館・児童センター、放課 後児童クラブ室) ・里親の認定について ・児童の一時保護について	・里親の更新について ・親権者等の意に反する2か月を超える一 時保護について
第9回	3月29日	吉塚合同庁舎 801会議室	10名	・児童福祉施設等整備の個別審査について (児童自立支援施設) ・里親の認定について	・入所児童の処遇等について ・「福岡県推進計画」の見直しについて

## 3 審議結果

事務局及び担当課から説明を行い、全ての内容について承認された。

## 平成29年7月九州北部豪雨災害被災者支援に係る取組み概要

## 【1 被災者の生活支援】

## (1) 被災自治体が行う見守り活動等の取組み支援

## ① 被災自治体が行う見守り活動等の概要

〈朝倉市地域支え合いセンター〉

- ・ 実施主体：朝倉市（朝倉市社会福祉協議会へ委託して実施）
- ・ 開設日：平成30年2月5日
- ・ 設置場所：甘木センター、朝倉センター（朝倉老人福祉センター内）  
杷木センター（杷木老人福祉センター内）
- ・ 人員配置：12名体制
- ・ 対象世帯：建設型仮設住宅、借上型仮設住宅、公営住宅、自力みなし仮設住宅、半壊以上の被災世帯（朝倉市外の住宅に居住している者も対象）
- ・ 事業内容：訪問等による見守り・生活状況の確認  
行政機関や福祉サービスへのつなぎなど

〈東峰村〉

- ・ 平成29年11月から、集落の見守り等を行う集落支援員が65歳以上の高齢者世帯や被災世帯を戸別訪問（集落支援員は、東峰村が委嘱）

## ② 取組み状況

〈朝倉市地域支え合いセンター〉

- ・ 6月20日時点で、半壊以上の在宅世帯を除き、訪問完了

	建設型 仮設住宅	借上型 仮設住宅	公営住宅	自力みなし 仮設住宅	在宅 (半壊以上)	計
訪問済数	85/85	267/267	32/32	39/39	436/648	859/1,071
訪問済率(※)	100%	100%	100%	100%	67.3%	80.2%

※ 訪問済数/世帯数

- ・ 個々の被災者に合った支援を実施するため、地域支え合いセンターと福祉事務所等による個別ケース検討会議を実施し、定期見守りや支援終結などの支援区分に分類し、対応方針を検討

〈東峰村〉

- ・ 建設型仮設住宅について、集落支援員が週1回戸別訪問を実施中

## (2) 被災者生活再建支援金の支給

## ① 被災者生活再建支援制度の概要

- (適用区域) 県内全域
- (法適用日) 平成29年7月5日
- (支援の内容) 住宅が全壊、大規模半壊した世帯に対し、被害程度に応じた基礎支援金及び再建方法に応じた加算支援金を支給  
最大300万円（但し単身世帯は3/4）
- (申請期限) 基礎支援金申請締切 平成30年8月4日  
加算支援金申請締切 平成32年8月4日

## ② 支援金の支給件数（平成30年6月26日現在）

(ア) 基礎支援金（全壊・解体100万円、大規模半壊50万円）

（単位：件）

	住宅の被害程度			計
	全壊	解体	大規模半壊	
北九州市	0	0	1	1
朝倉市	220	24	113	357
東峰村	22	0	8	30
添田町	1	0	1	2
計	243	24	123	390

(イ) 加算支援金（建設・購入200万円、補修100万円、賃借50万円）

（単位：件）

	住宅の再建方法			計
	建設・購入	補修	賃借	
北九州市	0	0	0	0
朝倉市	35	15	6	56
東峰村	1	6	0	7
添田町	0	0	0	0
計	36	21	6	63

## (3) 住宅再建

## ① 現状（平成30年6月25日17時現在（建築都市部所管））

- ・建設型仮設住宅：107世帯221名  
（うち朝倉市85世帯175名、東峰村22世帯46名）
- ・借上型仮設住宅：276世帯719名  
（うち朝倉市271世帯704名、東峰村5世帯15名）
- ・公営住宅等（一時入居）：42世帯101名  
（うち朝倉市31世帯75名、東峰村1世帯7名、北九州市10世帯19名）

## ② 取組み内容

- ・被災者住宅再建支援事業（被災者に対する住宅再建経費の助成）
  - 〈対象〉次のア及びイの要件を満たす世帯（収入要件なし）
    - ア 全壊・大規模半壊世帯、半壊でその住宅を解体した世帯、被災者生活再建支援法に規定する長期避難世帯
    - イ 新たに融資を受けて県内で住宅を新築、購入又は改修した世帯
  - 〈支援額〉住宅再建融資に係る利子相当額 上限100万円（一括助成）
  - ※ 借入時の災害復興住宅融資（住宅金融支援機構）と実際に借入した金融機関の利率の低い方を適用

## 【2 その他の支援】

### (1) 義援金の受付

- ・ 平成29年7月7日から12月28日まで、県庁1階ロビーと県内13か所の保健福祉（環境）事務所に義援金箱を設置
- ・ 福岡県共同募金会、日本赤十字社福岡県支部においても、平成29年7月7日から義援金を受付
- ・ 県庁1階ロビー及び福岡県共同募金会、日本赤十字社福岡県支部については、平成30年9月28日まで義援金の受付を延長（5月31日現在総額：3,509,577,861円）  
※ 総額には、各課がイベントで集めた義援金や他自治体からの見舞金も含む

### (2) 義援金の配分

- ・ 県、福岡県共同募金会、日本赤十字社福岡県支部に寄せられた義援金について、平成29年8月23日に福岡県義援金品配分委員会を開催し、配分基準及び第1次配分額を決定し、9月6日に市町村へ送金
- ・ 第2次配分以降は、平成29年8月23日の福岡県義援金品配分委員会で定めた配分基準に従い、順次市町村へ配分し、第5次配分まで送金  
第5次配分までの合計額（H29.7.7～H30.3.31 寄託分）3,445,907,089円

### (3) 災害弔慰金、福岡県災害見舞金の支給

- ・ 災害により亡くなられた方の遺族に対して、市町村において災害弔慰金を支給（うきは市1件、朝倉市34件、東峰村8件）
- ・ 災害により住家被害を受けられた方や負傷された方に対して、市町村を通じて県災害見舞金を支給（平成29年8月から平成30年5月まで計9回支給）

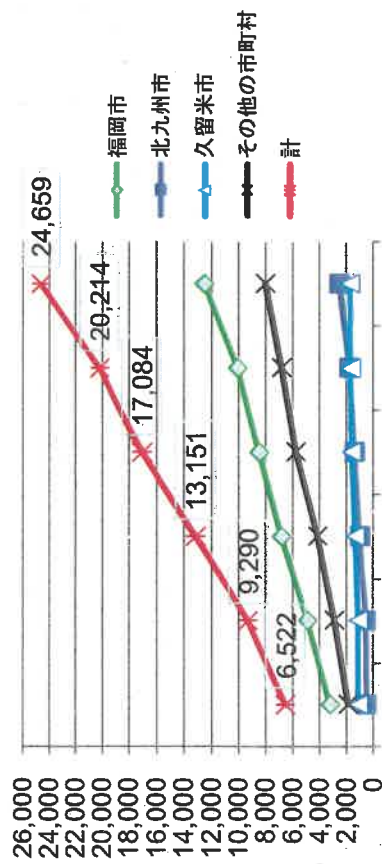


# 子育て環境の整備

福岡県子育て応援基金や、国の保育所等整備交付金を活用し、市町村が実施する保育所の創設や増設策などを支援することにより、早期の待機児童の解消を目指しています。

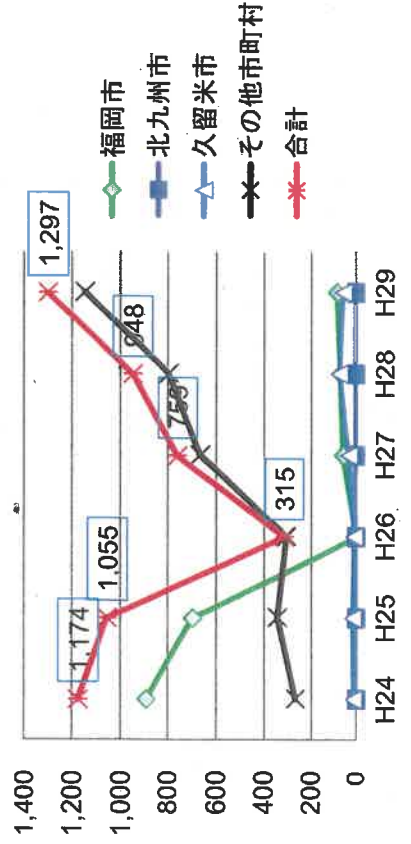
## 【保育所等の整備と待機児童】

### ■ 保育所等の整備による定員増（累計、人）



H24 H25 H26 H27 H28 H29  
 ・平成21年度から整備開始。平成29年度までの累計で24,659人定員増。平成25年度からは安心こども基金を利用。

### ■ 待機児童数の推移（人）(各年4月1日現在)

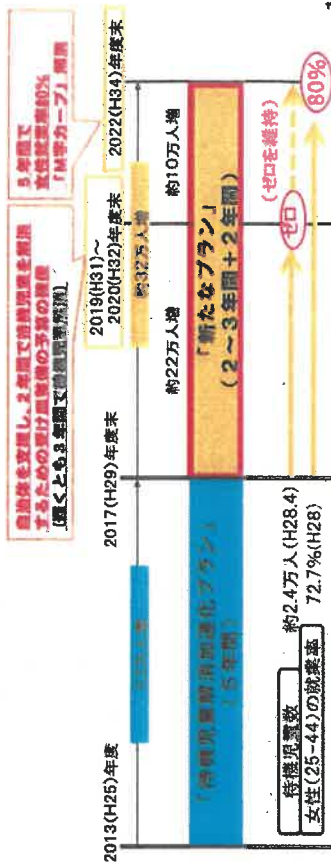


## 平成30年度 保育所等の施設整備

- ・保育所(3,657名)、認定こども園(372名)、小規模保育(759名)計4,788名の定員増を計画。

## 待機児童解消への取組み

・政府は、平成25年から平成29年度までの待機児童解消加速化プランに引き続き、平成32年度までに待機児童をゼロとする新たな目標を柱に据え、待機児童解消の新プラン「子育て安心プラン」を策定し昨年6月に発表。



## 保育所等の設置状況(平成30年4月1日)

- ・保育所 960か所(うち北九州市165,福岡市247,久留米市67)
- ・認定こども園 112か所(うち北九州市16,福岡市5,久留米市17)
- ・小規模保育施設196か所(うち北九州市40,福岡市123,久留米市0)

## 保育人材の確保対策・保育士の処遇改善

- 【保育人材の確保】
- ・求職・求人情報登録システムの構築
- 【保育士の処遇改善等】
- ・処遇改善の要件とされる保育士等キャリアアップ研修の実施
  - ・保育士等キャリアアップ研修参加者の代替職員任用経費の補助

## 「福岡県社会的養育推進計画（仮称）」の策定について

### 1 概要

平成28年6月の改正児童福祉法において、子どもが権利の主体であること、また、家庭養育優先の原則が明確化された。これを受け、「社会的養護の課題と将来像」（平成23年7月）を全面的に見直し、同法の改正に基づく新たなビジョンを提示するため、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」が設置され、平成29年8月、「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。

については、同法改正の理念と「新しい社会的養育ビジョン」で示された基本的な考え方を踏まえ、現行の県計画を見直し、新たな県計画を策定するもの。

### 2 県計画の記載事項（案）

別紙のとおり

### 3 策定の方法

児童福祉専門分科会施設入所児童権利擁護部会（以下「部会」という。）で検討を行うこととし、適宜、部会の検討結果を児童福祉専門分科会へ報告。分科会での審議を経て答申を行う。

部会では、県計画への記載事項を以下の4つのテーマに分類し、各テーマに係る機関や団体から意見を聴取するオブザーバーを選定し、素案の検討を行う。

#### 《児童福祉専門分科会施設入所児童権利擁護部会》

（50音順）

委員名	職名又は所属団体名
◎ 安部 計彦	西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授
小方 圭子	（公社）福岡県保育協会常務理事
花田 悦子	福岡県児童養護施設協議会
小坂 昌司	福岡県弁護士会
○ 松崎 佳子	広島国際大学大学院心理科学研究科教授

※ ◎…会長、○…副会長

#### 《オブザーバー》

大学教授等の有識者、児童相談所の所長、乳児院や児童養護施設など各児童福祉施設の代表、自立援助ホームの代表、里親会やファミリーホームの代表、市町村、施設生活等経験者 等

No	テーマ	記載すべき事項
1	里親・ファミリーホーム、養子縁組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親等への委託の推進</li> <li>・養子縁組の推進</li> </ul>
2	児童養護施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の小規模化・地域分散化</li> <li>・社会的養護自立支援事業等の実施</li> <li>・児童家庭支援センター設置</li> </ul>
3	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村子ども家庭総合支援拠点の普及等</li> </ul>
4	児童相談所・一時保護所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所・一時保護改革</li> </ul>

## 都道府県社会的養育推進計画の記載事項（案）

- 1 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
  - ・ 平成 28 年改正児童福祉法の理念及び「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益の実現に向けて、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を策定すること。
- 2 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
  - ・ 措置された子どもや一時保護された子どもの権利擁護の観点から、当事者である子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策、子どもの権利を代弁する方策について、各都道府県の実情に応じた取組を進めること。
- 3 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
  - ・ 子ども・子育て支援法に基づき、市区町村及び都道府県は、乳児家庭全戸訪問事業などの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや児童虐待防止対策の充実策などを盛り込んだ「子ども・子育て支援事業計画」を策定している。計画に盛り込む市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組については、2017年度に行われた中間見直し後の「子ども・子育て支援事業計画」の社会的養育に関する内容（市区町村が中心となって実施している子どもに対する在宅支援サービスの取組等）を踏まえるとともに、更なる市区町村における子ども家庭支援を促進していくための方向性を示すものとして、以下の①～②を盛り込んだ内容を含めて策定すること。
    - ① 市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組
    - ② 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組
- 4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
  - ・ 代替養育を必要とする子ども数について、年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）に算出すること。
  - ・ 里親等委託が必要な子ども数も算出すること。
- 5 里親等への委託の推進に向けた取組
  - ・ 都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスターリング業務）実施体制の構築に向けた計画を策定すること。
  - ・ 2024年度時点及び2029年度時点における里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込みを推計すること。
- 6 パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
  - ・ 特別養子縁組の推進・支援及び養子縁組支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。

- 7 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組**
- ・ 施設で養育が必要な子ども数の見込みを推計すること。
  - ・ 代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。
- 8 一時保護改革に向けた取組**
- ・ 「一時保護ガイドライン」を踏まえ、各都道府県等は、一時保護改革に向けた計画を策定すること。
- 9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組**
- ・ 平成 28 年改正児童福祉法により自立のための支援が必要に応じて継続されるための仕組みが整備されたこと等を踏まえて、社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業を実施していない都道府県において、事業の実施に向けた計画（実施予定時期、実施メニュー）を策定すること。
- 10 児童相談所の強化等に向けた取組**
- ・ 中核市が児童相談所を設置できるよう、各都道府県における具体的な計画を策定すること。
  - ・ 児童相談所における職員の配置など、子ども家庭福祉人材の確保・育成のための具体的な計画を策定すること。

## 宗像児童相談所の新設について

### 1 施設の概要

施設種別：児童福祉法第12条に基づく児童相談所  
 住所：宗像市東郷一丁目2番1号（福岡県宗像総合庁舎東側敷地内）  
 建築面積：677㎡  
 延床面積：1,653㎡  
 構造・規模：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）・3階建  
 一時保護所定員：14名

### 2 整備の方針

- (1) 相談者や児童等が親しみを持ち、落ち着いて相談や生活ができる雰囲気があること。
- (2) 相談者や児童の心理的な影響を勘案し、各室、できるだけ自然光の取り入れが可能な配置とすること。
- (3) 児童相談援助の専門性が発揮できる多様な機能を有すること。
- (4) 相談者や児童のプライバシーが守られること。
- (5) 災害時の避難経路の確保など、一時保護児童等の安全、安心が十分確保されること。
- (6) 「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい児や乳幼児を抱える保護者等の利用を考慮したバリアフリー対応とすること。
- (7) 一時保護所については、近年の一時保護児童の状況に変化を勘案し、集団生活が困難な児童への配慮や子どもの状況に応じた適時適切な個別処遇が可能となるよう、少人数の居室を複数整備するとともに個室（観察室）も複数設けること。

### 3 整備の概要

基本設計（敷地面積1,268㎡）		
階数	延床面積	主な諸室
屋上		運動場（幼児用、児童用）
3階 （一時保護所）	501㎡	児童居室（3人部屋2室、2人部屋4室）、個室2室 静養室、食堂、娯楽室、学習室、浴室（男女別） 調理室、事務室、指導員室
2階 （相談部門）	576㎡	面接相談室（3室）、身体障がい児面接室 判定室（3室）、家族合同相談室、研修室 プレイセラピールーム、箱庭心理療法室 所長室、事務室、ファイル室
1階	576㎡	駐車場（25台）、宿直室
合計	1,653㎡	

### 4 今後のスケジュール

平成30年11月 建物竣工予定  
 平成30年12月 児童相談所の移転  
 平成31年1月 相談部門の運用開始  
 平成31年4月 一時保護所の運用開始

建物完成予想図



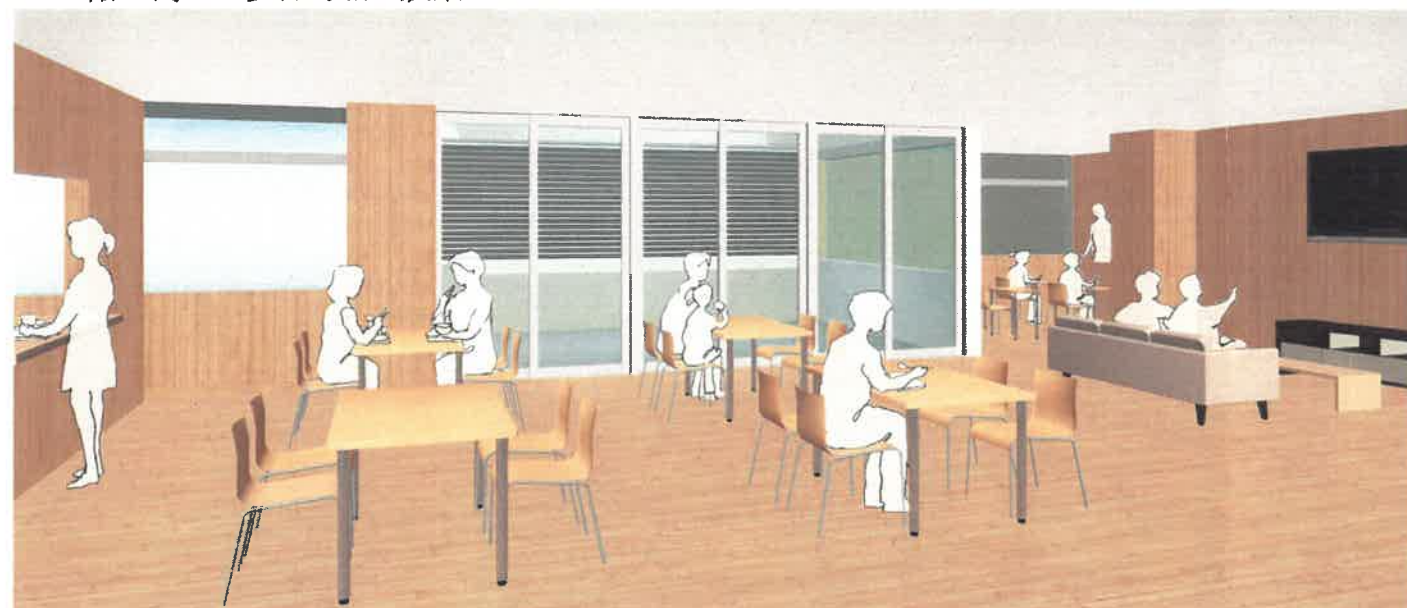
2階 会議室兼プレイルーム (大)



屋上運動場



3階 食堂・多目的室・娯楽室



障がいのある人への合理的配慮ガイドブック  
(施設利用、情報提供、意思表示の受領編) について

県では、平成29年3月に「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定し、第9条で不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供について事業者及び行政機関等に対して情報提供及び啓発を行うこととしています。

これに従い、「障がいのある人への合理的配慮ガイドブック(施設利用、情報提供、意思表示の受領編)」を作成しました。

1 内容

- (1) 施設の利用 (P 3～6)  
段差への対応、補助犬を同伴した人への対応、視覚障がいのある人の誘導など
- (2) 受付 (P 7～12)  
記入用カウンターの高さ、筆談ボード等の利用、書類作成のサポート、座席への案内、聴覚障がいや視覚障がいのある人の呼び出し など
- (3) コミュニケーション (P 13～16)  
筆談や口話、コミュニケーションボード等の利用、目線の高さの違いへの配慮、見やすさへの配慮、カラーユニバーサルデザイン など
- (4) アナウンス (P 17～18)  
電光掲示板等の表示装置の利用 など
- (5) 緊急時 (P 19～20)  
避難時の安全確保、避難場所でのサポート など
- (6) 仕事 (P 21～22)  
施設設備や人的サポートなどの配慮、勤務時間や業務量の配慮 など

2 今後の取組

- (1) 医療、教育、スポーツなど事業分野ごとの配慮事項をまとめたガイドブックを年度内に作成
- (2) 民間事業者団体、行政機関における研修の場での活用

発達障がい者支援センター（北九州地域、福岡地域）の開設について

発達障がい者支援センターでは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい及び学習障がいなどの発達障がいがある方やその家族、発達障がいに関わる支援者・関係機関のサポートを行っている。

平成29年9月1日に北九州地域発達障がい者支援センター、平成30年1月25日に福岡地域発達障がい者支援センターを開設し、県内（政令市含む）6か所となり、近郊での支援が可能となった。

（業務内容）

- 相談支援  
発達障がいのある方やその家族、学校、施設等の関係機関に対する助言、情報提供などを行う。
- 発達支援  
相談者の特性の把握（アセスメント）及び目標の設定を行い、療育活動などを行う。家族や関係機関に対しては、家族や学校での関わり方についての助言、情報提供などを行う。
- 就労支援  
関係機関との連携を図り、就労前・就労後の支援やストレスマネジメントなど就労に関する支援を行う。
- 啓発・研修事業  
発達障がいの正しい理解や適切な支援方法を広めていくため、行政・学校・企業等に対して研修や講師派遣を行う。

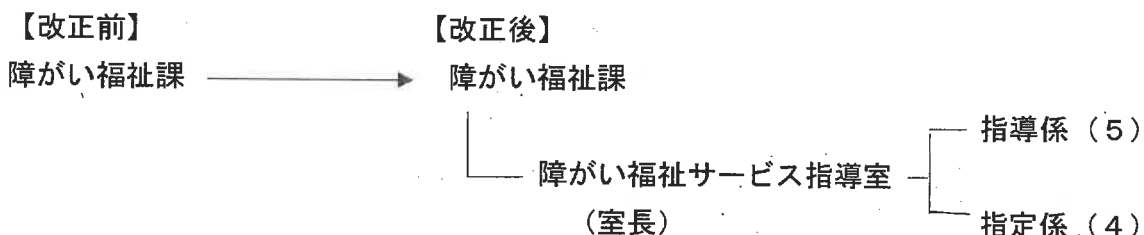
担当地域		運営団体	所在地
福岡県	筑豊	社会福祉法人 豊徳会(ゆう・もあ)	田川市大字夏吉4205-7
	筑後	社会福祉法人 筑陽会(あおぞら)	八女郡広川町大字一様1361-2
	北九州(新設)	社会福祉法人 北九州市福祉事業団	北九州市小倉南区春ヶ丘10-2
	福岡(新設)	社会福祉法人 こぐま福社会	春日市原町3丁目1-7(クローバープラザ内)
北九州市		社会福祉法人 北九州市福祉事業団	北九州市小倉南区春ヶ丘10-2
福岡市		社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団	福岡市中央区地行浜2丁目1-6



障がい福祉課「障がい福祉サービス指導室」の設置について

1 概要

障がい児通所支援事業所の指定申請の増加に対応するとともに、障がい福祉サービス事業所における、法令遵守、サービスの質の向上及び虐待防止に関する指導を強化するため、障がい福祉課の課内室として、「障がい福祉サービス指導室」を設置したものを。



\* なお、平成 26 年度以降、県職員 0B 4 名を嘱託職員として障がい福祉課に配置し、障がい福祉サービス事業所等に対する実地指導を強化している。

2 設置時期 平成 30 年 4 月 1 日

(参考)

障害児通所支援・入所支援指定事業数(平成30年4月1日現在)

	県域		
	H30	H29	比較
児童発達支援	150	133	17
うち 児童発達支援センター	(19)	(17)	(2)
医療型児童発達支援	0	0	0
うち 医療型児童発達支援センター	(0)	(0)	(0)
居宅訪問型児童発達支援	2	0	2
放課後等デイサービス	310	273	37
保育所等訪問支援	29	28	1
福祉型障害児入所施設	6	7	▲ 1
医療型障害児入所施設	8	8	0
計	505	449	56